

小規模事業指導監査での主な指摘事項(令和2年度)

(別表1)

No.	項目	問題点	指導内容及び補足説明
1		【運営規程】と【重要事項説明書】で記載内容が一致しない箇所があった。	<p>・ 運営規程は園の管理規定(園の規則)として定めるべきものであり、重要事項説明書は運営規程の概要や、連携施設の種類及び連携協力の概要等、保育の選択に資すると認められる重要事項を記し、保護者に交付して説明すべき文書となるため、記載内容は必ず一致させること。</p> <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第38条・46条】</p>
2	運営規程	運営規程が適切に定められていなかった。	<p>・ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めなければならない。</p> <p>(1)事業の目的及び運営の方針 (2)提供する特定地域型保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 (5)保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6)区分ごとの利用定員 (7)家庭的保育事業等の利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあつたての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待防止のための措置に関する事項 (11)その他の家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p> <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第46条】</p>
		職員の職種、員数が実際の配置と異なっていた。	<p>・ 実際の配置人数を適切に記載する必要がある。なお、配置人数が変更となるたびに運営規程の変更が必要とならないように次の①又②のとおり記載することでも差し支えない。</p> <p>①公定価格上の配置基準を満たす人数として、「○人以上」と記載する。 ②固定の人数を記載した上、「人数は基準を下回らない範囲で増減することがある」等の説明を付記する。</p>
3	重要事項の掲示	重要事項を掲示していなかった。	<p>・ 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の体制、利用者の負担金額等、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条】</p>

4	利用者負担額等の受領について	<p>①個人所有の物品に係る実費徴収をされているが重要事項説明書にその記載がなく、保護者に対して事前に説明をしていなかった。</p> <p>②実費徴収の金額について、口頭のみで保護者に説明していた。</p> <p>③保育園が提供している保育時間に間に合わず、迎えに来られた保護者に対し、延長料金を徴収していたが、延長料金の実費に係る説明を事前にしていなかった。</p>	<p>①②③共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者に金銭の支払いを求める際は、支払いを求める理由及び金額について書面によって明らかにするとともに、あらかじめ、保護者に対して文書を交付し説明を行い、同意を得ること。また、実費に係る金銭の用途については、詳細に記載すること。 <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第43条】</p>
		<p>④領収書の交付を集金袋のみで対応しているが、卒園や進級時等に保護者に集金袋を返却する際にその写しを保管していなかった。</p>	<p>④ 集金袋により現金を受領し、袋自体や袋に貼り付けた紙に金額の記載や受領印を押印する方法により領収書の交付に変えている場合は、集金袋を保護者に返却する際に集金袋の写しをとり、事業所で保管すること。</p>
5	就業規則	<p>パート社員及び契約社員の就業規則が年次有給休暇取得の義務化に基づいた内容に改定していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法改正により、平成31年4月から事業主はすべての労働者(法定の年次有給休暇付与日数が10日以上以上の労働者)に年5日以上有給休暇を取得させることが義務となっている。 時季指定や計画的付与を行うには就業規則に規定があることが前提条件となることから、年次有給休暇の取得義務化に対応した内容に規定を変更すること。
6	食事の契約	<p>連携施設から食事の搬入をしているが、連携施設に関する協定書に食事についての内容が含まれていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 園児に対する食事提供の責任は当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等、業務上必要な注意を果し得るような体制及び搬入施設との契約内容を確保すること。 費用負担額についても、トラブルとならないよう協定書で明確に定めておくこと。 <p>【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて】</p>
7	各種規定の整備	<p>各種規定は制定してあるが、連携施設に保管しており、当該施設に各種規定を整備していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種規定については、事業所の見やすい場所に掲示又は備え付け、当該事業所で働く職員が内容を常時確認できる体制をとること。
8	設備	<p>認可後に小児用トイレを新たに設置していたが、規模構造の変更届を市に提出していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建物、その他の設備の規模及び構造、図面を変更する際には、速やかに市へ届出を行うこと。 <p>【子ども・子育て支援法施行規則第40条】</p>
9	経理事務の適正な執行等	<p>①会計責任者及び出納職員を任命しているが、辞令を交付していなかった。</p>	<p>① 不適切な会計処理防止のため、役割分担を明確にするためにも会計責任者及び出納職員に辞令を交付し、「不正が起こらない」体制を整えること。</p>
		<p>②転居による通勤距離の変更により、通勤手当の金額が変わった職員がいたが、そのことを証明する通勤届の提出がなかった。</p>	<p>② 通勤手当を受給している者に住居の変更や通勤方法等の変更があった場合は、新たに通勤届の提出を依頼し、これを確認した上で、通勤手当を支給すること。</p>

10	保育士証	保育士証の写しを保管しているが、原本確認をしていなかった。	・ 保育士の資格確認は保育士証の原本で行い、写しを保管する必要がある。写しには日付け記載及び確認者の押印等の原本証明をすること。
11	避難・消火訓練等	①避難及び消火訓練を毎月実施していなかった。	① 非常災害に対する訓練の内、避難及び消火訓練は少なくとも毎月一回の実施が義務付けられていることから、避難訓練と消火訓練は毎月1回以上は実施し、実施した訓練の内容や課題、反省点等を整理した実施記録を整備すること。
		②通報訓練を実施していなかった。	② 通報訓練の実施についても防火管理者の責務である。消防法による回数の規程はないが、消防計画に定めた回数(年1回以上)実施するのが望ましい。 【消防法第8条第1項及び消防法施行令第3条の2】
		③不審者(防犯)訓練を実施していなかった。	③ 保育所保育指針解説において、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備え、必要な対応を行うことが求められている。子どもの安全を最優先させた避難の方法や対処法を冷静に判断し、実行に移すためには、対応の具体的内容や手順、指示の流れなど職員間で確認しておく必要があることから、不審者訓練を実施すること。
		④不審者(防犯)訓練を実施した月に、避難及び消火訓練を実施していなかった。	④ 不審者訓練は非常災害時の避難訓練実施項目に含まれないことから、不審者訓練を実施した月にも避難及び消火訓練を実施すること。 【保育所保育指針解説】
12	虐待の防止	①虐待防止マニュアルを作成していなかった。	① 虐待の早期発見は適切な連携及び適切な対応が求められ、虐待防止に係る事項については職員間での共通理解が不可欠となることから、虐待防止マニュアルを作成すること。 【児童虐待の防止等に関する法律】
		②保護者の不適切な教育について、職員会議で情報を共有していたが、そのことについて会議録を残していなかった。	② 子どもや保護者の様子に心配なことがあった場合は、施設長に報告するとともに職員会議等を開き、職員間で情報共有し、具体的に記録に残すことで全職員に周知徹底すること。
13	衛生管理	衛生管理マニュアルを作成していなかった。	・ 乳幼児が利用する施設は、感染症及び衛生管理に関する知識と適切な対応を日頃から身に付けておくことが必要である。職員が自己の健康管理に留意し、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう衛生面の指導を徹底するためにも、危機管理体制を整備し、組織対応を文書化することが望ましいことから、衛生管理マニュアルを作成し、職員へ周知すること。 【保育所保育指針解説】

14	服薬について	①処方期間を把握せず、保護者の服薬依頼書通りに園児へ与薬を行っていた。	① 事業所内において保育士が薬を与える場合は、医師から処方された薬に限定し、保護者から医師名、薬の種類、処方期間、内服方法等を具体的に記載した「服薬依頼書」等の書面による依頼を受けた上で、医師の指示通りに行くこと。
		②服薬依頼書の代わりに、園児の主治医に電話で確認を取り、与薬を行っていたが記録が無かった。	② 与薬は医療行為にあたることから、医師の診断及び指示を遵守して与薬を行っていることが確認できるような「服薬依頼書」等の書面にて必ず記録を残すこと。 【保育所保育指針及び保育所保育指針解説】
15	食事の提供	①連携施設から搬入している食事の検食を行っていなかった。	① 園児に提供される食事の責任は当該施設にあることから、搬入後必ず自園でも検食を行うこと。
		②検食は行われており、検食簿も整備していたが、検食時間の記録のない日が数日あった。	② 検食が適正な時間に行われている事実が分かるよう、必ず検食時間を記録すること。 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条(1)】
		③自園調理を行っている施設において、残食調査が行われていなかった。	③ 園児に提供する食事は、できる限り変化に富み、園児の健康な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。園児の健全な発育には必要な栄養量を摂取する必要があることから、残食量の調査を行い、園児の嗜好を考慮した食事を提供すること。 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条】
		④自園調理を行っている施設において、冷蔵庫内等の温度の管理をしていなかった。	④ 小規模保育事業所は大量調理の給食施設に属さないが、園児が食中毒に感染した場合、重症に至ることが大いに考えられることから、児童福祉施設等についても「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めることが重要とされている。食品の細菌汚染・増殖を防止するためにも、庫内を適切な温度に保ち、その記録を残すこと。 【大量調理施設衛生管理マニュアル】 【児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒の予防について】
16	園児の健康診断及び歯科検診	①健康診断を欠席した園児に、後日再受診させていなかった。	① 1年に2回の健康診断の実施が義務付けられているため、欠席した園児には後日再受診させること。 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条】

	<p>②園児の健康診断の検査項目の表示が、学校保健安全法施行規則に規定する検査項目に準じて実施されているのか判断しかねる内容だった。</p>	<p>② 事業者は園児に対し、少なくとも1年に2回の定期健康診断の実施が義務付けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる学校保健安全法施行規則に規定する検査項目を網羅し、適正な表示をすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)身長及び体重 (2)栄養状態 (3)脊柱及び胸郭の疾病及び以上の有無並びに四肢の状態 (4)(視力及び聴力) (5)目の疾病及び以上の有無 (6)耳鼻咽頭疾病及び皮膚疾患の有無 (7)歯及び口腔の疾病及び異常の有無 (8)(結核の有無) (9)(心臓の疾病及び異常の有無) (10)(尿) (11)その他の疾病及び異常の有無 <p>※ () の項目についても実施されることが望ましいが、園児の年月齢に応じて検査実施が困難な場合には検査をしていなくても指導としない。その場合には、根拠を書面等に記録しておくこと。</p> <p>【学校保健安全法施行規則第6条】</p> <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条】</p>
	<p>③歯が生え出していない0歳児に歯科検診を実施していなかった。</p>	<p>③ 学校保健安全法施行規則により、歯及び口腔の異常の有無についても検査実施項目の一つとされていることから、大村市では年1回以上の歯科検診の実施を義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食べる」「話す」という口を使った機能・行動は乳幼児期に獲得し発達する大切な機能であり、咀嚼機能の発達も含め、歯及び口の機能、形態に大きな変化の見られる時期であることから、歯の生え出していない0歳児を含めた全園児に歯科検診を実施すること。 <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条】</p>

17	職員の健康診断	<p>新規で職員を雇う際に、労働安全衛生規則第43条に基づき雇入時の健康診断を受けるよう事業所から職員に指示されていたが、検査項目を網羅していない職員がいた。</p>	<p>・ 雇入時の健康診断は次に掲げる労働安全衛生規則第43条に規定する検査項目を網羅すること。 なお、雇入れ時の健康診断では、検査項目の省略は認められない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)既往歴及び業務歴の調査 (2)自覚症状及び他覚症状の有無の検査 (3)身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 (4)胸部エックス線検査 (5)血圧の測定 (6)貧血検査(血色素量及び赤血球数) (7)肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) (8)血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) (9)血糖検査 (10)尿検査(尿中の糖及び蛋たん白の有無の検査) (11)心電図検査 <p>【労働安全衛生規則第43条】</p>
18	自己評価及び評価結果の公表	<ol style="list-style-type: none"> ①事業所の自己評価を実施していなかった。 ②保育士等(個人)の自己評価に基づいた、事業所の自己評価は実施していたが、評価結果を公表していなかった。 	<p>・ 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと定められている。保育の計画の展開や、職員の自己評価の結果を踏まえ、事業所として提供する特定地域型保育の質の評価を行い、自己評価の結果及びその結果を踏まえた取組等について公表するよう努めること。</p> <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第45条】</p>
19	苦情への対応	<p>保護者等からの苦情の有無について、公表していなかった。</p>	<p>・ 特定地域型保育施設は提供した特定地域型保育に関して、当該事業所が行う保育の内容を、適切に説明するよう努めなければならない。園児の保護者等から苦情を受けた場合には、苦情の内容及び検討内容、解決までの経過を記録し、職員間で共通理解を図り、園児の保護者等に対しては、苦情の内容及び苦情に対する改善や努力の意志を公表すること。</p> <p>・ 保育の内容等について個人情報に関するものを除き、保護者等への情報の公表が求められていることから苦情が無い場合にも、園だより、園の掲示等を利用して、苦情の有無について公表すること。</p> <p>【保育所保育指針】</p>

20	秘密保持等	他の特定教育・保育施設等に園児に関する情報を提供する際に、事前に保護者から文書による同意を得ていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域型保育施設は、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得るよう定められているので、遵守すること。 ・ この同意は保育の提供開始時に、保護者から包括的に同意を得ることで足りるとされているが、事例が出た場合に、個別に同意を得ることで差支えない。 <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第27条3項】</p>
21	事故発生防止	①事故発生防止のための職員会議等は実施していたが、その内容を記録していなかった。	① 口頭での周知は、会議の欠席者に対して情報が共有されず、後に問題点を見返すことができない。職員間での共通理解を図るためにも会議内容を記録し、職員に周知徹底すること。
		②事故発生防止のための研修の実施が無かった。	②事故発生防止に向けた環境づくりには、事故予防のための実践的な研修の実施が不可欠である。事故発生防止のための職員に対する研修を定期的に行うこと。 【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条(3)】
		③ヒヤリハットの記録を残していなかった。	③ 重大事故の発生防止・予防については、日頃から、ヒヤリハット事例の収集及び要因の分析を行い、その内容を記録し、全職員へ周知徹底することで、組織的に対策を講じること。 【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】
		④園児がけがをした際にその状況及び事故に際して採った処置について記録していなかった。	④ 事故が発生した際には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条3項】
		⑤事業所内外の安全点検を実施していなかった。	⑤ 保育中の安全管理には事業所の環境整備が不可欠である。点検項目を明確にして、定期的に点検を行い点検結果を記録し、問題のある箇所を改善するなど、全職員と情報を共有すること。 【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】
22	保育の内容	①全体的な計画及び長期的な指導計画(年案・月案)は作成されていたが、短期的な指導計画(週案・日案)を作成していなかった。	① 地域型保育事業所は全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成すること。
		②個別的な計画を作成していなかった。	② 3歳未満児については特に心身の発育・発達が顕著な時期であると同時にその個人差も大きいため、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別の指導計画を作成すること。 【保育所保育指針】
23	職員配置	朝の時間帯及び延長保育時等、園児が少数となる時間帯に保育士(保育資格を有する園長を除く)1名の配置となっていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児が少数となる時間帯においても、開所時間を通じて最低2人の保育従事者による保育体制の確保が定められている。なお、朝夕など園児が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例により、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者に代替可能である。 <p>【保育所等における保育士配置にかかる特例について(通知)】 【内閣府自治体向けFAQ平成31年3月29日【第17. 2版】No.251】</p>

24	共同保育の実施	朝の時間帯及び延長保育時に連携施設等と共同で保育を行っていた。	<ul style="list-style-type: none"> 朝の時間帯及び延長保育時の共同保育は認められていない。開所時間を通じて、園児が保育を必要とする時間帯は、当該施設にて最低2人の保育従事者による保育体制を確保すること。なお、朝夕など園児が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例により、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者に代替可能である。 <p>【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条2項】</p>
25	地域型保育給付費の算定	ある月の登園状況を確認した結果、土曜日に保育の希望が無い日が数日あった。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の公定価格の改定により、従来、月の全ての土曜日に閉所している場合に限り適用される減算調整について、その月の土曜日に閉所した日数に応じて段階的に減算する仕組みに見直された。 保育の利用希望が無く、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、又は開所していても保育を提供しない場合には、閉所として取り扱われることから、給付費の調整(減算)の適用となる。当該理由により、給付費の調整対象となる場合には、大村市こども政策課の給付担当にその旨申し出ること。 <p>【特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について】 (別紙6 小規模保育事業A型・B型(保育認定3号))</p>
26	管理者設置加算	保育士資格を有する園長が所定労働時間内(勤務時間)に保育に従事していた。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の公定価格の改定で、「管理者設置加算」が基本分単価に組み入れられたことにより、管理者の所定労働時間内は常時その事業所の運営管理業務に専従することが前提であり、この要件を満たしていない場合には、給付費の減額調整措置が設けられる。 管理者(園長)が保育をカバーする際には、所定労働時間(勤務時間)の時間外で保育に従事すること。 <p>【留意事項通知別紙6(小規模保育事業A型・B型(保育認定3号))IV3(1)】</p>
27	地域型保育給付費の額の通知	保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 地域型保育給付費は、本来、保護者が大村市から受領し、事業所に支払うものであるが、法定代理受領の仕組みによって、保護者になり、事業所が大村市から直接受領することが可能となっている。 法定代理受領により、事業所が大村市から地域型保育給付費の支給を受けた場合には、本来の受領者である保護者に対し、受領した額を通知すること。 通知の方法は、1年分まとめた通知や、園だよりを活用して一括として通知することも可能である。 <p>【法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について】 (内閣府子ども・子育て本部等の事務連絡)</p>